

国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計

特別会計は、①業務勘定、②障害介護給付費支払勘定、③障害児給付費支払勘定に区分する。

障害介護給付費支払勘定

障害介護給付費

介護給付費
訓練等給付費
計画相談支援給付費
地域相談支援給付費
特定障害者特別給付費

追加

追加

特例介護給付費等

特例介護給付費
特例訓練等給付費
高額障害福祉サービス費(現物分)

特別対策費

特別対策費

高額障害福祉サービス費等

高額障害福祉サービス費(償還分)
地域生活支援事業費等
自治体利用者負担分助成費

障害児給付費
支払手数料

障害介護給付費
支払手数料

共同処理
事務手数料

障害児給付費支払勘定

障害児給付費

障害児通所給付費
障害児入所給付費
障害児相談支援給付費
特定入所障害児食費等給付費

追加

追加

追加

追加

特例障害児通所給付費

特例障害児通所給付費
高額障害児通所給付費(現物分)

追加

追加

特別対策費

特別対策費

高額障害児給付費等

高額障害児通所給付費(償還分)
高額障害児入所給付費(償還分)
自治体利用者負担分助成費

追加

追加

国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則例の改正

国民健康保険団体連合会が、整備法にかかる障害者自立支援法の地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び児童福祉法の障害児通所給付費等の支払に関する業務を行うことが可能となるように、障害介護給付費支払規則例を改正する。

1 障害介護給付費支払規則例第2条に規定する委託書について

支払委託書により市町村から受託する障害者自立支援法の支払事務の範囲については、

①介護給付費、②訓練等給付費、③サービス利用計画作成費、

④特定障害者特別給付費、⑤特別対策費

の5つの給付費としていたが、整備法により、平成24年4月から障害者自立支援法の支払事務の範囲として、

①介護給付費、②訓練等給付費、③地域相談支援給付費、④計画相談支援給付費、

⑤特定障害者特別給付費、⑥特別対策費

の6つの給付費となる。

また、整備法により、平成24年4月から児童福祉法の支払事務の範囲として、

①障害児入所給付費、②障害児通所給付費、③障害児相談支援給付費、

④特定入所障害児食費等給付費、⑤特別対策費

の5つの給付費が新たに追加されるため、市町村等と支払委託書を取り交わす必要がある。

国保連合会における特例介護給付費等の支払事務受託について

国民健康保険団体連合会が、市町村等と別途契約書を取り交わす障害介護給付費支払規則例の委託事務外の事務の受託について、平成24年4月以降は下記のとおりとなるので参考にされたい。

1 基準該当事業者に対する特例介護給付費等の支払事務について

障害者自立支援法に規定する基準該当事業者に対する特例介護給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費(現物給付分)の支払

児童福祉法に規定する基準該当事業者に対する特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費(現物給付分)の支払

2 高額障害福祉サービス費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する高額障害福祉サービス費の支払

児童福祉法に規定する高額障害児入所給付費、高額障害児通所給付費の支払

3 地域生活支援事業に係る給付費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に係る給付費等の支払

4 利用者負担分の市町村等の助成制度に係る補助金の支払事務について

自治体による介護給付費等、または障害児通所給付費等の利用者負担に対する助成事業に係る補助金等の支払

5 訪問調査委託料の支払事務について

児童福祉法のサービス再編に伴う障害児通所給付費の請求先について

参考1

＜現行＞ 介護給付費(児童デイサービス)については、全市町村が国保連合会へ委託しているため、請求先は国保連合会



＜平成24年4月以降＞ 障害児通所給付費にかかる国保連合会への支払事務の委託状況により、請求先が国保連合会と市町村に分かれる



都道府県・指定都市・児童設置市における障害児施設給付費に関する 国民健康保険団体連合会への支払事務委託状況

参考2

(平成23年8月1日現在)

※○…委託する ×…委託しない

(都道府県)		委託状況	請求先番号	請求先名称	(都道府県)		委託状況	請求先番号	請求先名称	(政令市・児童相談所設置市)		委託状況	請求先番号	請求先名称
1	北海道	○	010000	北海道	25	滋賀県	○	250000	滋賀県	48	札幌市	○	011007	札幌市
2	青森県	○	020000	青森県	26	京都府	○	260000	京都府	49	仙台市	○	041004	仙台市
3	岩手県	○	030000	岩手県	27	大阪府	○	270000	大阪府	50	さいたま市	○	111007	さいたま市
4	宮城県	○	040000	宮城県	28	兵庫県	○	280003	兵庫県	51	千葉市	×		
5	秋田県	○	050000	秋田県	29	奈良県	○	290009	奈良県	52	横浜市	○	141002	横浜市
6	山形県	×			30	和歌山県	○	300000	和歌山県	53	川崎市	○	141309	川崎市
7	福島県	○	070000	福島県	31	鳥取県	○	310000	鳥取県	54	相模原市	○	141598	相模原市児童相談所
8	茨城県	○	080000	茨城県	32	島根県	○	320000	島根県	55	新潟市	×		
9	栃木県	○	090000	栃木県	33	岡山県	×			56	静岡市	○	221002	静岡市
10	群馬県	○	100000	群馬県	34	広島県	○	340000	広島県	57	浜松市	○	221309	浜松市
11	埼玉県	○	110000	埼玉県	35	山口県	○	350000	山口県	58	名古屋市	×		
12	千葉県	○	120000	千葉県	36	徳島県	×			59	京都市	○	261008	京都市
13	東京都	○	130000	東京都	37	香川県	×			60	大阪市	○	271007	大阪市
14	神奈川県	○	140000	神奈川県	38	愛媛県	×			61	堺市	○	271403	堺市
15	新潟県	×			39	高知県	×			62	神戸市	×		
16	富山県	○	160000	富山県	40	福岡県	○	400000	福岡県	63	岡山市	×		
17	石川県	×			41	佐賀県	×			64	広島市	○	341008	広島市
18	福井県	○	180000	福井県	42	長崎県	×			65	北九州市	○	401000	北九州市
19	山梨県	○	190000	山梨県	43	熊本県	×			66	福岡市	○	401307	福岡市
20	長野県	○	200000	長野県	44	大分県	×			67	金沢市	×		
21	岐阜県	×			45	宮崎県	×			68	横須賀市	○	142026	横須賀市児童相談所
22	静岡県	○	220000	静岡県	46	鹿児島県	×			69	熊本市	×		
23	愛知県	×			47	沖縄県	×							
24	三重県	○	240000	三重県										

6 その他

障害者自立支援給付支払等システムにおける点検内容の一部変更について

サービス種類: 施設入所支援、旧法施設支援(入所)、障害児施設支援(入所)

1. 現状

特定障害者特別給付費については、受給者証に記載された支給額（日額）を請求明細書の算定日額に設定し、請求することとなる。

現在の支払等システムにおいては、請求明細書の特定障害者特別給付費の算定日額と受給者台帳（基本情報）の補足給付額（日額）を突合する点検を実施しており、算定日額が補足給付額を超えて設定されていた場合は「警告」となるが、低い額が設定されていた場合は「正常」となる。

2. 対応

請求明細書の特定障害者特別給付費の算定日額及びサービス提供実績記録票の補足給付額（円/日）について、決定された特定障害者特別給付費の支給額と一致するようにシステム改修を行う。

具体的には、請求明細書の特定障害者特別給付費の算定日額及びサービス提供実績記録票の補足給付額（円/日）が受給者台帳（基本情報）の補足給付額（日額）と一致することを確認するよう点検内容の見直しを行う。

なお、当該点検の変更により、算定日額に補足給付額より低い額が設定されていた場合の判定レベルは、「警告」とする。

3. 変更月

平成23年11月受付分から

サービス種類:旧身体障害者入所療護施設

1. 現状

旧身体障害者入所療護施設における「神経内科医加算」及び「看護師加算」について、報酬告示上は筋委縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、入所による指定旧法施設支援を行った場合に算定可能であるにもかかわらず、現在の支払等システムにおいては、筋委縮性側索硬化症等障害者でない入所者に対して算定していても「正常」となる。

2. 対応

旧身体障害者入所療護施設における「神経内科医加算」及び「看護師加算」について、報酬告示に記載のとおり、筋委縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、入所による指定旧法施設支援を行った場合に限り算定可能となるようシステム改修を行う。

具体的には、「神経内科医加算」（請求サービスコード835560）及び「看護師加算」（請求サービスコード835570）の請求があった場合、受給者台帳（支給決定情報）に支給決定「旧身体入所療護加算ALS」（決定サービスコード830915）が登録されていることを確認する点検を新たに追加する。

3. 変更月

平成23年11月受付分から

（「正常」から「エラー」への改修であるため、11月受付分より適応とする。）

※ 平成23年5月23日付事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムにおける点検内容の一部変更について」にて通知済。